

岩手県告示第294号

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）第6条第2項の規定により、岩手県営スケート場の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 個人使用の場合にあつては、表1に掲げる額
- 2 貸切使用の場合にあつては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日

表1 個人使用の場合の利用料金

区 分		小学校児童及び中学生 校生徒	高等学校生徒及び学 生	一 般
普通利用料金（1回につき）		円 140	円 350	円 570
回数利用料金（6回につき）		700	1,750	2,850
定期利用料金（1シーズ ンにつき）	競技関係者	2,800	7,000	11,400
	その他の者	5,600	14,000	22,800
附属の設備の利用料金	靴（1回につき）	120	280	470
	ロッカー（1回につき）			円 100
	シャワー（1回につき）			100

備考1 「競技関係者」とは、岩手県スケート連盟及び岩手県アイスホッケー連盟に登録している者をいう。

2 幼児に係る利用料金（附属の設備の利用料金を除く。）は、無料とする。

3 幼児に係る靴の利用料金の額は、小学校児童及び中学校生徒に係る靴の利用料金の額と同額とする。

表2 貸切使用の場合の利用料金

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
アイスホッケーリンクの利用料金 （1面につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 10,730	円 21,470
	その他の日	8,050	16,100
スピードスケートリンクの利用料 金（1時間までごとに）	土曜日及び休日	25,880	51,770
	その他の日	20,700	41,420
附属の設備の利用料金	放送設備（1時間までごとに）	590	1,180
	得点表示盤（1式につき1時間ま でごとに）	1,170	2,330
	照明設備	実費を基準として知事が定める額	

備考1 靴、ロッカー又はシャワーの使用をする場合は、これらの使用に係る利用料金の額は、個人使用の場合の利用料金の額と同額とする。

2 「料金を徴収する場合」とは、貸切使用をする者が、入場料、会費若しくはこれらに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。